

国立大学法人奈良教育大学教員選考基準

平成20年7月17日

制 定

改正 平成22年 3月10日規則第11号

改正 平成24年11月22日規則第42号

改正 平成27年 3月27日規則第28号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学教員選考規則(平成20年奈良教育大学規則第59号。以下「規則」という。)第4条第3項に基づき、奈良教育大学(以下「大学」という。)の教授、准教授、専任講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の採用及び昇任人事(以下「採用人事等」という。)を適正、かつ、円滑に行うために必要な手続き等について、この基準の定めるところによる。

(採用人事等の時期)

第2条 採用人事等の時期は、できる限り、採用しようとする日の3か月前、また、昇任しようとする日の1か月前までに終えるものとする。

(配置の審議)

第3条 大学は、採用人事等が必要なときは、国立大学法人奈良教育大学学則(平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。)第10条に規定する教育研究評議会(以下「評議会」という。)にその配置について諮るものとする。

(採用人事)

第4条 教育研究評議会は、前条の規定により、配置が認められたものについては、原則として学則第29条に規定する教授会(以下「教授会」という。)にその資格、経歴及び業績等の審査を附託するものとする。

(審査)

第5条 採用人事等の選考は、当該候補者の履歴(様式第1号)、業績(様式第2号)及び本学における教育と研究の抱負(様式第3号)並びに規則第4条第1項の規定により書類審査し、採用候補適格者を選ぶものとする。

2 前項の書類審査により、採用候補適格者となった者については、面接と、模擬授業又はプレゼンテーションを課すものとする。

(選考)

第6条 教員の選考は教授会及び評議会の議を経て、学長が行う。

2 選考に関する基準は、別表のとおりとする。

(教授会での選考)

第7条 第6条に規定する選考は、次の者をもって構成する。

- 一 教授の採用人事等については、教授である者
- 二 准教授の採用人事等については、前号に規定する者及び准教授である者
- 三 専任講師の採用人事等については、前号に規定する者及び専任講師である者
- 四 助教の採用人事等については、前号に規定する者及び助教である者
- 五 助手の採用人事等については、前号に規定する者及び助手である者

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、教員の選考手続きに関し必要な事項は、評議会の議を得て学長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この基準は、平成20年7月17日から施行する。
- 2 この規準の制定により、奈良教育大学教官採用候補者選考に関する基準（昭和45年7月15日制定）及び奈良教育大学教官昇任候補者選考に関する基準（同）は、廃止する。

#### 附 則（平成22年規則第11号）

この基準は、平成22年3月10日から施行する。

#### 附 則（平成24年規則第42号）

この基準は、平成24年11月22日から施行する。

#### 附 則（平成27年規則第28号）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

# 履 歴 書

ふりがな 氏 名	印	男・女	写真貼付
生年月日	昭和 年 月 日 (満 歳)		
本 籍	都・道・府・県		
現住所	(TEL )		
年 月	学 歴		
年 月	職 歴		
学位・称号			
専攻分野			
所属学会			
学会及び社会 における活動			
免許・資格等			
賞 罰			

備考：規格は、A4版とする。

# 教育研究業績書

平成 年 月 日  
氏 名 印

教育上の能力に関する事項	年 月 日	概 要
1 大学における教育方法の 実践例及び工夫		
2 大学授業のために作成し た教科書・教材		
3 初等・中等教育機関等に おける教育実践例		
4 社会貢献等		
5 その他		

著書学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌、発表学会等の名称	概要 (200字程度で記載)
(著書・訳書) 1 2 3 . .				
(研究論文) 1 2 3 . .				
(学会発表) 1 2 3 . .				
制作・演奏・記録		発表の年月	発表場所	概要 (200字程度で記載)
1 2 3 . . .				

備考：規格は、A4版とする。

概要欄には、共著の場合、代表者名と全著者名を記載し、本人の執筆部分を明示すること。

<h1 style="margin: 0;">教 育 研 究 業 績 書</h1>		
平成 年 月 日 氏 名 印		
教育上の能力に関する事項	年 月 日	概 要
1 大学等における教育方法の 実践例及び工夫  2 初等・中等教育機関等におけ る教育実践例  3 社会貢献等実務実績 (1) 教育に関する受賞歴・表彰 歴  (2) 学校等において、全国・県・ 市単位及び校内の研究集会、研 修会、地域貢献事業等の企画・ 運営(中心的に関与したこと。) に関する実務経験の概要  (3) 学校等において、校内実践 報告等の企画・実践(中心的に 関与したこと。)に関する実務 経験の概要(研究主任、教務主 任、学年主任等の経験を含む。)  (4) 教科等研究会会長等の役職 経験、講演、講習、研修等の概 要(実質的なコーディネーショ ン等の担当も含む。)  (5) 地域連携等の活動実績(教 育実習を含む)  (6) 優れた実践(教育等)		
4 その他(上記以外の社会貢献 等)		

- ※ 従事した機関、職務の内容（どのような職務に就いて、どのような役割を果たしたか、その成果、結果を記載すること。
- ※ 複数の実践例や実績等がある場合、各欄に年月日順に記載すること。

著書学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌、発表学会等の名称	概要 (200字程度で記載)
(著書・訳書) 1 2 3 . . .				
(研究論文) 1 2 3 . . .				
(学会発表) 1 2 3 . . .				
制作・演奏・記録		発表の年月	発表場所	概要 (200字程度で記載)
1 2 3 . . .				

備考：規格は、A4版とする。

概要欄には、共著の場合、代表者名と全著者名を記載し、本人の執筆部分を明示すること。

様式第3号（奈良教育大学における教育と研究の抱負）

奈良教育大学における教育と研究の抱負	
平成 年 月 日	
氏名	印

備考：規格は、A4版とする。  
2000字以内で記載すること。



別表1（第6条関係）

選考基準（研究者教員）

職 種	資 格	経 歴	業 績
教 授	奈良教育大学教員選考規則第5条に規定する者	一 大学等（大学、短期大学、高等専門学校及びこれらに相当する教育機関又は研究機関をいう。以下同じ。）において3年以上の准教授歴又は准教授相当歴を有すること。 二 准教授相当歴とは、大学等における講師歴の2分の1、助教歴の3分の1、助手歴の4分の1、それ以外の教員歴又は研究員歴（大学院又は大学専攻科の在学期間（いずれも正規の修業年数の範囲内に限る。）を含む。以下同じ。）の4分の1	一 学術論文10編以上若しくは学術著書1点及び学術論文5編以上又はこれらに相当する業績を有すること。この場合において、学術論文のうち4編以上は中央学会誌又はこれに準ずる学術誌に掲載されたものとする。
准 教 授	奈良教育大学教員選考規則第6条に規定する者	一 大学等において2年以上の講師歴又は講師相当歴を有すること。 二 講師相当歴とは、大学等における助教歴の2分の1、助手歴の3分の1、それ以外の教員歴又は研究員歴の3分1	一 学術論文5編以上又はこれに相当する業績を有すること。この場合において、学術論文のうち2編以上は中央学会誌又はこれに準ずる学術誌に掲載されたものとする。
専任講師	奈良教育大学教員選考規則第7条に規定する者	一 大学等において1年以上の助教歴又は助教相当歴を有すること。 二 助教相当歴とは、大学等における助手歴の2分の1、それ以外の教員歴又は研究員歴の2分の1	一 学術論文3編以上又はこれに相当する業績を有すること。
助 教	奈良教育大学教員選考規則第8条に規定する者	一 修士の学位を有していること。 二 大学等において1年以上の助手歴又は助手相当歴を有すること。 三 助手相当歴とは、大学等以外の教員歴又は研究員歴の2分の1	一 学術論文2編以上又はこれに相当する業績を有すること。
助 手	奈良教育大学教員選考規則第9条に規定する者	一 修士の学位を有していることが望ましい。	一 学術論文を有していることが望ましい。

備考 雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号イに基づき教員を公募した場合、経歴欄は適用しない。

別表2 (第6条関係)

## 選考基準 (実務家教員)

職種	資格	経歴	業績	実務実績の項目	実務実績換算方法
教授	奈良教育大学 教員選考規則 第5条に規定する者	次の各号に掲げるいずれかに該当する者。 一 教授、准教授及び専任講師については概ね20年以上、助教及び助手については概ね10年以上の専任教諭歴を有し、児童・生徒等に対する実践的指導力等に優れている者。ただし、都道府県又は市町村教育委員会（以下、「都道府県教育委員会等」という。）において、学校教員に対する学校経営の指導や児童・生徒の実践的指導を研究・企画し、教授・指導等を行った経歴を有する場合は、この限りではない。 二 学校や都道府県教育委員会等（以下、「学校等」という。）を離れて、大学教員となった者のうち、学校等を離れてからの期間は概ね10年以内である者。 三 学校教育以外で担当分野における高度の実践能力、高度の教育上の経験を有する者。	教育に関する研究・実務実績10編以上(実務実績換算後のもの)を有すること。 ただし、研究実績(学術論文又はこれに相当する業績)を有することが望ましい。	一 教育に関する受賞・表彰 二 学校等において、全国・県・市単位及び校内の研究集会、研修会、地域貢献事業等の企画・運営に（中心的に）関与したこと。 三 学校等において、校内実践報告等の企画・実践に（中心的に）関与したこと。 四 研究、教務主任経験等。 五 教科等研究会会長等の経験、講演、講習、研修等(実質的なコーディネート等の担当) 六 地域連携等の実績(教育行政担当経験、教育実習指導を含む) 七 優れた実践(教育等)	根拠資料が添付された担当分野に関わるもののみを次のレベルに分類して合計点を算出する。 合計点は、10点を1編として、編に読み替える(余りのポイントは切り捨てる)。  国際レベル ……10 全国レベル ……8 地方レベル ……6 都道府県レベル(政令指定都市はこのレベルとする) ……4 市・町・村レベル ……2 学校レベル ……1 (実習指導は指導学生1名… 1/3)
准教授	奈良教育大学 教員選考規則 第6条に規定する者	同上	教育に関する研究・実務実績5編以上を有すること。 ただし、研究実績(学術論文又はこれに相当する業績)を有することが望ましい。	同上	同上
専任講師	奈良教育大学 教員選考規則 第7条に規定する者	同上	教育に関する研究・実務実績3編以上を有すること。 ただし、研究実績(学術論文又はこれに相当する業績)を有することが望ましい。	同上	同上
助教	奈良教育大学 教員選考規則 第8条に規定する者	同上	教育に関する研究・実務実績2編以上を有すること。 ただし、研究実績(学術論文又はこれに相当する業績)を有することが望ましい。	同上	同上
助手	奈良教育大学 教員選考規則 第9条に規定する者	同上	教育に関する研究発表・実務実績等1編以上を有すること。	同上	同上